

平成 26 年 3 月議会一般質問

◆ 外国人の市内の土地取得と安全確保について

本年 1 月 1 日の南日本新聞、3 日の朝日新聞の一面に外国人が霧島市内で大規模な土地取得を行っているとの問題提起の記事が掲載されました。事実確認と霧島市の認識、対応について伺う。

質問：記事の対象場所は隼人町嘉例川と推定されるが、市の認識は？

萬徳農林水産部長：隼人町嘉例川を示していると思う。

質問：南日本新聞では水資源確保が狙いとあるが、嘉例川は水源地か？

馬場水道部長：霧島市水道事業の給水区域である隼人町嘉例川・中福良地区について、旧隼人町が簡易水道事業として事業開始してから今日まで、奥新川水源地の湧水を水源として、各戸に配水しているところであり、嘉例川地区には本市水道事業が管理する水源地は無い。

質問：南日本新聞では面積が 350 ヘクタールとある。市の認識は？

萬徳農林水産部長：市で把握している面積は、253.72ha

質問：南日本新聞で霧島市は所有者と連絡がつかないとある、朝日新聞には所有者が霧島市に相談を寄せたとある。事実とは？

萬徳農林水産部長：市の業務窓口が林務担当課と開発担当課と異なったことにより生じたものであり、どちらも事実。

質問：平成 25 年 5 月、中福良公民館で開かれた『議員とかたろ会の報告書』に『県知事の開発許可を受けており市として異議を申し立てられないようです。』とある、開発許可の事実があるか？

萬徳農林水産部長：林地開発許可の事実はない

質問：平成 23 年 1 2 月議会の宮内議員の質問に対する市長答弁に関連して伺う。『文書や職員の直接訪問により造林を要請した』とあるが要請先、文書内容を示せ。

萬徳農林水産部長：福岡市中央区に当時の所有者を訪問し、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出書」の遵守を求めた。また、文書につきましては、早急な植林を強く求め、具体的植栽計画（植栽区域や時期等）について提出を要請する内容である。

質問：新たな災害防止対策として『県が必要な箇所にコンクリート土留工と流路工の治山工事を実施した』とあるがこの工事費用を負担したのは？

萬徳農林水産部長：治山工事は、県営県単治山工事で工事を実施し、県負担が 9 割、市の負担が 1 割

質問：平成 20 年 6 月 8 日の南日本新聞で林務水産課は伐採留意事項の伝達、植栽の指導を行ったとあるが、実効性は無かった。所有者が変わった場合の抜け道になるのではないかと。植栽指導の実効性を確保するためにどのように対応しているか？

萬徳農林水産部長：森林法で所有者が変わっても継続して承継人について効力を有することが規定されており、遵守命令が可能である。また、森林法の改正により新たに森林の土地の所有者となった者に届出義務が課され、行政が森林所有者に対して助言等ができるようになったので適切に指導して行く。

質問：霧島市内でメガソーラを作るとした場合、公の補助金にはどのようなものがあるか？ 取り扱いにおいて国内資本と外国資本との違いはあるか？

塩川生活環境部長：国の補助制度は無い、また、鹿児島県及び霧島市においても、メガソーラー建設に対する補助制度は設けていない。

質問：大分県由布市では無秩序なメガソーラー事業に歯止めをかける目的の条例を作った。霧島市では同じような条例制定のお考えがあるか？

塩川生活環境部長：現在のところ、条例制定の考えは無いが、今後、メガソーラー建設にさらに拍車がか

かることにより、自然環境や景観などに深刻な影響を及ぼすことなども考えられることから、大分県由布市など先進事例等を参考にしながら、調査・研究を継続する。

質問：東昇が提出した土地売買届出書は真っ黒に塗られています。一番下段に利用目的がある。

記載内容を問う。

建設部長：公表しないという大原則がある。

質問：東昇の代表者と連絡がつくか？

建設部長：連絡はつく。

質問：南日本新聞では連絡がつかないとある。連絡がつくのに指導していないということか？

農林水産部長：林地伐採、造林等については林務水産課が窓口である。開発については都市計画である。

連絡が取れないというのは林務で伐採届けが出されたときに『造林をしますよ』との届けが出ていた。

最後の取得者と連絡を取り合っていたが、会社の代表者が替わった。林務では前の社長と連絡を取っていたので現社長とは連絡が取れないということである。新しい社長から開発について市に相談が来ている。新聞が記載した目的によって内容が異なるから、そういう事例が出た。

質問：山の伐採をしたとき、文書指導した、所有権が移った。部長答弁では現在の持主が義務を負うと発言された。

農林水産部長：これについては継承して行く。但し、伐採が終わってから3年を経過し、植生が再生しており自然更新という形で森林の再生基準がある。この条件を満たしている。ある程度自然が再生した中で造林のために伐採を、せっかく生えてきた草木を切って裸にして造林をすることになると逆に災害の発生原因になる。鹿大の先生に見てもらった。結果、それ以降について造林指導はしていない。鹿大の先生が指摘した危険箇所については定期的に点検し、もし災害が発生しそうな状況にあったらその原因を取除く対策をしている。

質問：先の答弁で、所有者が変わったら、最終所有者の責任とあった。

農林水産部長：そのとおりである。新しい所有者には全て造林のお願いをしてきた。

質問：現所有者である東昇という会社は大阪にありますね？ その社長と話が出来る。その社長が言うには『食堂に行って前の客が食い散らかした食器なども含めて、なぜ、そういったことをしなければならぬか』と発言されていたが。

農林水産部長：新社長とは面識が無い、最初の社長とは会った。伐採計画の中で造林をするという形で提出をされている、新しい所有者にも義務を継承することになるので、造林をお願いすることは前社長には話をした。文書を出している。

質問：今の社長はどのようなのか？

農林水産部長：今の段階になって造林という形で新たに、せっかく自然が再生した中で改めてそこを切って植林をすると逆に災害の発生する原因になるので、東昇に対して指導はしていない。

質問：王さんから市長と名刺交換をしたと聞いた、事実か？

市長：自分達の方で、そういう〇〇を作られ、意欲を持たれて挨拶に来られた事は覚えている。

質問：その時、あそこで何をやりたいと言ったか？

市長：計画の構想、夢構想みたいなものは聞いた。具体性のあることについては、その後聞いていない。

内容的には何か別荘みたいな事を考えているような一部の話を聞いた。

質問：是非、確認して欲しい。メガソーラーをやりたいと言っていた。そういった場合、どうなるのかという事で、要は中福良、嘉例川の人たちはあそこに何が出来るのか心配されている。

国土利用計画法違反について、近々の霧島市での違反カード件数を問います。

都市計画課長：国土利用計画法の届出違反の疑いのある件数は平成 21 年：19 件、平成 22 年：19 件、平成 23 年：26 件、平成 24 年：31 件、平成 25 年：35 件

質問：国土利用計画法には理念がある。土地は限られた資源であり、公共の福祉を優先させてとある。違反件数が増えている。公共の福祉を優先させてとあり、事業者の都合を優先させるとは書かれていない。法律の理念に反していることは事実である。国土利用計画法では 6 ヶ月以下の懲役、または 100 万円以下の重罪であって、これは法律違反である。その認識はあるか？

都市計画課長：違反の認識はある。

質問：立派な犯罪である。刑法 239 条では『公務員は違反事実を知り得たときは告発をしなければならない』とある。違反件数が増えている、それを見逃すのか？ 告発すべきではないか？ 公務員として。

都市計画課長：国土利用計画法の土地売買事務は県からの法廷受託事務であり、市の方でこの件について答えられない。

質問：市長に何う、法律違反である。公務員には法律違反を認識したら告発義務がある。

市長：指摘の点については調査、研究する。

都市計画課長：違反の疑いがあることの報告件数であり、違反とするのは県の仕事。

質問：違反というのは、その事実があってから 2 週間以内に届けねばならない。届けなかったら法律違反である。そう書いてある。

都市計画課長：そのように書いてある。

質問：市は法律違反を見逃している、その認識で良いか？

建設部長：国土利用計画法については課長発言のとおりである。県からの法廷受託事務として市が作業をしている。当然違反が無いように様々な形で市民には通知している。事後の案件という事が出てくる違反と思われる件がある。今の法的な手続きで言うと市は違反と思われるものがあつたら速やかに調査し県に報告をする立場で中身については県の方で適正に審査し適正に対応していると理解している。

質問：結局そういった事であるから、転売しても把握できなくて、結局、住民が迷惑を被る事が発生している。そうしない（告発）と今後も起こる。